

平成 26 年度包括外部監査結果報告書における指摘事項への措置状況について

平成 26 年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8 法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2 法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第 3 外部監査の結果

II 各論

II - 4. 公益財団法人千葉市保健医療事業団及び健康企画課に係る外部監査の結果

3. 業務委託または指定管理業務について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>③ 利用料金制度の検討等について</p> <p>ア. 診療に伴う患者一部負担の診療費の徴収及び未収金管理について</p> <p>(オ) 市における未収金の督促について【健康企画課】（報告書 P140）</p> <p>未収金の督促については、納期限後 20 日以内に、10 日以内の期限を指定して行い、督促した旨を調定徴収表に記載しなければならない（千葉市予算会計規則第 37 条）。</p> <p>市は、保健医療事業団から報告をうけてから千葉市予算会計規則に従い、速やかに督促状を発送しているということである。しかし、診療費の納期限は受診日当日であり、本来は受診日から 20 日以内に督促を行わなければならないところ、実際の督促状の発送日は平均して受診日から 3 か月後、遅いものでは対象者の住所の特定に時間を要したとの理由で半年以上経過した日であった。また、台帳上は、督促状発送日から 11 日以上後の期限を指定して督促状を発送しているケースが散見された。</p> <p>予算会計規則に従った督促を行われない。対象者の住所の特定が必要な場合、住所調査の時間を考慮すると 20 日以内の督促は困難であるが、半年もの時間を要するとは考え難い。</p>	<p>市における未収金の督促については、平成 27 年 11 月 18 日に基本協定変更協定を締結し、本市に対する未納者リストの提出期限を「月の翌々月第 1 週」から「診療した翌日から 10 日以内」に改めてからは、予算会計規則に基づき、適正に行っている。</p>